

農地法第3条許可申請に係る申請・添付書類

1. 受付締切日：毎月15日（閉庁日の場合は翌開庁日）
2. 総会開催日：毎月7日前後
3. 提出部数：1部
4. 添付書類：以下のとおり

※ 添付する証明書類は、「原則的に原本及び発行から3か月以内のもの」とする。

書類名	申請者 チェック	農業委員 チェック	備考
意見書			申請書完成後、地元農業委員に署名してもらう
農地法第3条の規定による許可申請書			記入漏れに注意すること
登記事項証明書（全部事項証明書）			法務局。分筆を要する場合は原則申請前に登記を済ませておくこと
住民票			申請者（譲受人）が個人の場合
法人登記事項証明書			申請者（譲受人）が法人の場合
法人定款			申請者（譲受人）が法人の場合
位置図・附近見取図			ゼンリン地図等 事務局で用意します
公図（地番図）			税務課発行のもので可 （申請地及び隣接地の地目、地積、所有者名を記載）
書類名	申請者 チェック	農業委員 チェック	備考
賃貸借（使用貸借）契約書（写）			賃貸借（使用貸借）の設定を行なう場合
戸籍の附票			登記事項証明書の譲渡人の登記住所と現住所が違う場合
相続に係る書類			相続登記がお済みでない場合（詳細は事務局までお問合せください）
耕作証明書			譲受人が町外に農地を所有・耕作している場合
その他農業委員会が求めた書類			

※注意点（申請前にご確認ください。）

- ・ 譲受人は、耕作地を全て耕作及び適正管理していること。
- ・ 申請地及び耕作地が全て農地の状況であること。（違反転用がないこと）

問い合わせ
〒829-0392 築上郡築上町大字椎田891番地2
築上町農業委員会 事務局
TEL：0930-56-0300 FAX：0930-56-4536